

旧塩屋出店及び西河克己映画記念館
公募型プロポーザル
(企画・提案) による
指定管理者募集実施要領

令和6年度(2024年度)

智頭町企画課

1. 目的

本プロポーザルは、智頭町が所有する旧塩屋出店及び西河克己映画記念館を利活用する指定管理者を公募型プロポーザルにより選定します。

選定された業者は、施設の管理運営をすることで、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、智頭宿の文化と観光振興を図ると共に、地域産業の活性化の増進につなげることを目的とします。

2. 事業概要

旧塩屋出店及び西河克己映画記念館が所在する智頭宿は、江戸時代には鳥取藩最大の宿場町として栄え、街道筋には今でも「石谷家住宅（国指定重要文化財）」や「米原家住宅（有形登録文化財）」といった宿場町として栄えた面影を残す木造建築物が多くみられます。

近年では、古民家を活用したゲストハウスやカフェの出店、智頭宿周辺を会場としたイベントを開催するなど民間事業者や地域住民による地域活性化が見受けられます。

近隣の事業所等と連携し、智頭宿のさらなる活性化を図るような事業提案を希望します。

3. 対象用地・施設の概要

名称	旧塩屋出店及び西河克己映画記念館
所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭545番地
位置図	 <p>出所：国土地理院地図</p>
所有者（土地・建物）	智頭町
面積	敷地面積：1,164㎡ 建築面積：200㎡
開館	平成13年4月20日（旧塩屋出店） 平成13年5月13日食事処「もみの木亭」 平成13年7月19日西河克己映画記念館開館 平成25年9月7日山彦海彦オープン 平成29年6月1日食事処「たけよし」オープン
主な施設内容	主屋 1階 食堂、トイレ、通路、階段 2階 休憩室 洋館 西河克己映画記念館（1階、2階） 庭園、納屋

4. 参加資格

旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の利活用事業実施に関心のある企業、NPO、その他これらに類する団体を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は智頭町暴力団排除条例第 6 条に該当する者
- ④鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条に違反している者
- ⑤国税及び地方税を滞納している者

5. スケジュール

実施要領の公表	令和 6 年 1 2 月 2 5 日
現地見学会の開催	令和 6 年 1 2 月 2 5 ～令和 7 年 1 月 2 4 日
プロポーザル申込期間	令和 7 年 1 月 2 4 日 午後 5 時締切
審査会の実施	令和 7 年 2 月中旬
利活用者の選定・公表	令和 7 年 2 月下旬

6. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

智頭町企画課 担当 谷口

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1

電話 0858-75-4112 、 FAX 0858-75-1193

メール kikaku@town.chizu.lg.jp

s-taniguchi@town.chizu.lg.jp